

125 軍艦千島訴訟費用増額の件通牒 〔明治二十七年四月〕

(注記1) 明治廿七年四月十一日  
 (柴田)(注記2)  
 内閣書記官 (伊東)  
 (印)  
 内閣總理大臣 花押 (伊藤)  
 (注記3)  
 外務大臣 (陸奥) 花押 (渡辺)  
 大蔵大臣 (大山) 花押 (西郷)  
 海軍大臣 (芳川) 花押 (文部大臣)  
 内務大臣 (大山) 花押 (通信大臣 (黒田))  
 陸軍大臣 (大山) 花押 (司法大臣 (芳川))  
 司法大臣 (芳川) 花押 (農商務大臣 (橋本))  
 (印)  
 (下札1)

海軍大臣請議軍艦十島訴訟費用増額ノ件

(注記4)

別紙海軍大臣請議軍艦千島衝突事件英國枢密院へ上訴ノ為倫敦  
 二於テ英貨一千磅ノ謝金ヲ以テ高等代言人雇入等ノ儀過般閣議  
 決定ノ處元来代言人ノ謝金ハ此較的ナルモノニシテ彼阿会社雇  
 入ノ者ハ非常高額ノ謝金二付本邦雇入ノ者ニモ右ニ比準シ英貨  
 九千磅即我九万円程ヲ要スル旨カーチード氏〔抹消 加筆〕〔マテ〕申報有  
 之右ハ訴訟進行上不得止次第二付該金額予備金ヨリ補充支出相  
 成タシトノ件ハ事実無拠費途ニ付請議ノ通ニテ然ルヘシ

指令案

軍艦千島訴訟費用増加ノ件請議ノ通但金額支出方ノ儀ハ大蔵

大臣へ協議スヘシ

〔明治廿七年四月十四日〕 (山田) (朱書)  
 (印)

大蔵省へ通牒 (山田)  
 (印)

官房第八六〇号

(注記4) 軍艦千島訴訟費用増額予備金ヨリ支出ノ件

軍艦千島衝突事件英國枢密院へ上訴及費用ノ件昨二十六年九月十六日内閣批第六号ノ決議ニ基キ上訴ノ手続ニ着手シ及ヒ本年内閣批第一号ニ拠リ倫敦ニ於テ英貨千磅ノ謝金ヲ以テ高等代言

人ヲ雇入ル、コト且若該金額ヲ超過スルトキハ予メ請求スヘキ旨カークウット氏ニ訓令ヲ下シ爾來右計画ニテ進行シ来リ候然ル処二月廿一日付ノ書翰ヲ以テ倫敦代書人ヨリカークウット氏ニ増額ノ義申越タル要旨ハ元來代言人ノ謝金ハ比較的ナルモノ、處彼阿会社ニ於テ傭入レタル高等代言人ノ謝金ハ非常ニ高価ナルヲ以テ我政府傭入ノ代言人ニモ右ニ比準シ凡ソ同額ヲ要スルニ付九千磅即日本貨幣ニシテ九万円程ヲ要スル旨申出候右ハ訴訟進行上不得已次第付訴訟費トシテ此際金九万円予備金ヨリ支出相成度茲ニ閣議ヲ請フ

明治二十七年四月十一日

海軍大臣伯爵 西郷従道 団

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文殿

(注記1)

「海甲七」

(注記2)

〔下條〕  
〔印〕

(注記3)

(注記4)  
〔済〕

「十七」(簿冊内件名番号)

(注記5)  
〔甲七〕

(下札一)  
〔渡辺〕

〔⑩〕本文支給之儀者不得止儀ト誤メ捺印候得共海軍省諸議ノ如ク此際一時ニ支出交付之儀者如何可有之歟支出方之儀モ大蔵省ト協議候様御達相成度候事  
〔伊藤〕〔渡辺〕〔渡辺〕  
〔花押〕〔花押〕〔花押〕〔⑪〕

〔公文別録 事件全〕 2A, 1, ⑫141